

## 中井町生涯学習施設建設等検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 中井町が計画する生涯学習施設等の建設について、町民の幅広い意見を求めるため、中井町生涯学習施設建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町長に報告するものとする。

- (1) 生涯学習施設等の整備に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、別表1に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

### (委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、検討結果を町長に報告する日までとする。

2 委員が欠けた時の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長、副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要と認めるとき招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (傍聴)

第7条 傍聴については、中井町教育委員会傍聴規則（昭和44年中井町規則第4号）に準ずることとし、教育長の権限を委員長に置き換える。

(幹事)

第 8 条 委員会に別表第 2 に掲げる幹事を置く。

2 幹事は、町の関係行政機関の職員のうちから、町長が、任命する。

(報償)

第 9 条 委員（別表第 1 第 6 項に掲げる委員を除く。）に対する報償は、予算の範囲内で、町長が決定し、これを支払うことができる。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

1	町民又は地域住民の代表	中井町議会
		中井町議会
		公募町民
		公募町民
2	学識経験者	中井町総合計画審議会会長
		中井町都市計画審議会会長
3	町民団体の代表者	中井町スポーツ協会会長
		中井町文化団体連絡協議会会長
		中井町自治会連合会会長
		井ノ口公民館運営審議会会長
4	町内企業の代表者	中井町商工振興会代表
		中井の環境を良くする会代表
		中井町社会福祉協議会会長
5	町内教育関係の代表者	中井町教育委員会教育委員代表
		園長・校長会代表
		中井町社会教育委員会議議長
		町内小・中学校の PTA 代表
6	町の職員	副町長
		教育長

別表 2（第 8 条関係）

1	町の関係行政機関の職員	企画課長
2		総務課長
3		産業環境課長
4		まち整備課長